

## 外貨定期預金・非居住者円定期預金 規定

### 【I. 自動継続扱いの場合】

#### 1. (自動継続)

- (1) この預金は、通帳記載の満期日に、あらかじめ指定された期間（以下「預入期間」といいます。）の同一通貨の定期預金に自動的に継続します。この場合、継続後の満期日は、通帳記載の継続前の満期日の「預入期間」後の応当日（以下「この応当日」といいます。）とします。継続された預金についても同様とします。
- (2) この預金の継続後の利率は、継続日における当金庫所定の利率とします。
- (3) 継続を停止するときは、満期日（継続をしたときはその満期日）の2営業日前までに当金庫所定の書面により申出てください。この申出があったときは、この預金は満期日以後に支払います。

#### 2. (満期日)

- (1) 前記1. (1) の場合で、この応当日が銀行休業日となるときは、この応当日の翌営業日を満期日とします。ただし、この応当日の翌営業日がこの応当日の翌月となる場合は、この応当日の前営業日を満期日とします。
- (2) 継続前の満期日とその満期日の属する月の最終営業日である場合は、前記(1)にかかわらず、この応当日の属する月の最終営業日を満期日とします。

#### 3. (預入の最低金額)

この預金の預入額は、通帳表面記載の当該通貨ごとに定める金庫所定の最低金額以上とします。

#### 4. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日（継続をしたときはその継続日）から満期日の前日までの日数および通帳記載の利率（継続後の預金については前記1. (2) の利率）によって計算し、あらかじめ指定された方法により、満期日に指定口座に入金するか、または満期日に元金に組入れて継続します。  
指定口座は取引店におけるこの預金と同一通貨の普通預金口座としてください。
- (2) 継続を停止した場合のこの預金の利息は、満期日以後にこの預金とともに支払います。なお、満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について、解約日または書替継続日におけるこの預金と同一通貨の普通預金の利率により計算します。
- (3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日（継続をしたときは最後の継続日）から解約日の前日までの日数について解約日における預金と同一通貨の普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。  
この預金を満期日前に解約する場合には別途清算金を申し受けることがあります。
- (4) この預金の付利単位は当該通貨1補助通貨単位とし、1年を365日として日割で計算します。

### 【II. 自動継続扱い以外の場合】

#### 1. (預金の支払時期)

この預金は、通帳（または証書）記載の満期日以後に利息とともに支払います。ただし、この預金は通帳等に記載の満期日に自動的に解約し利息とともにあらかじめ指定された預金口座へ入金する取扱（以下「自動解約扱い」といいます。）もできます。

#### 2. (預入の最低金額)

この預金の預入額は、通帳（または証書）表面記載の当該通貨ごとに定める当金庫所定の最低金額以上とします。

#### 3. (利息)

- (1) この預金の利息は、預入日から満期日の前日までの日数および通帳（または証書）記載の利率によって計算します。
- (2) この預金の満期日以後の利息は、満期日から解約日または書替継続日の前日までの日数について解約日または書替継続日におけるこの預金と同一通貨の普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。
- (3) 当金庫がやむをえないものと認めてこの預金を満期日前に解約する場合には、その利息は、預入日から解約日の前日までの日数について解約日における預金と同一通貨の普通預金の利率によって計算し、この預金とともに支払います。  
この預金を満期日前に解約する場合には別途清算金を申し受けることがあります。
- (4) この預金の付利単位は、当該通貨が外貨の場合は1補助通貨単位、円の場合は1通貨単位とし、1年を365日として日割で計算します。

### 【Ⅲ. I・Ⅱ共通の規定】

#### 1. (取扱日)

この預金は、当金庫の営業日であっても外国為替市場が閉鎖しているときには、この預金の預入れ、解約または書替継続ができないことがあります。

#### 2. (預金口座への受入れ)

小切手その他の証券類は、代金取立として取扱い、決済を確認した後にこの預金口座に受入れます。代金取立については、別に定める当金庫所定の取扱規定により取扱います。

#### 3. (預入の確約)

預入の前にあらかじめこの預金口座に預入れる旨の意思表示を行い確約した場合には、預入日に当金庫所定の方法により預入れをしてください。万一、これに違背した場合は、それにより生じた損害金をお支払いください。

#### 4. (相場・手数料)

(1) この預金口座へ預金口座と異なる幣種を対価として買入れた当該預金口座の通貨を受入れる場合は当金庫所定の相場により換算いたします。この場合、手数料をいただくことがあります。

(2) この預金口座から払戻した通貨を対価として預金口座と異なる幣種を売却する場合は当金庫所定の相場により換算いたします。この場合、手数料をいただくことがあります。なお、為替予約を締結している場合は、当該予約相場により換算いたします。

(3) 前2項以外の預入れ、払戻しを行う場合には、当金庫所定の手数をいただきます。

#### 5. (反社会的勢力との取引拒絶)

この預金口座は、後記7. (4) 各号のいずれにも該当しない場合に利用することができ、後記7. (4) 各号の一にでも該当する場合には、当金庫はこの預金口座の開設をお断りするものとします。

#### 6. (取引の制限等)

(1) 当金庫は、職業、事業内容、取引目的、国籍、在留資格、在留期間等の預金者の情報および具体的な取引の内容等を適切に把握するため、提出期限を指定して各種確認や資料の提出を求めることがあります。預金者から正当な理由なく指定した期限までに回答いただけない場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(2) 前項の各種確認や資料の提出の求めに対する預金者の回答、具体的な取引の内容、預金者の説明内容およびその他の事情を考慮して、当金庫がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、もしくは経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入金、払戻し等の本規定にもとづく取引の一部を制限する場合があります。

(3) 前2項に定めるいずれの取引の制限についても、預金者からの説明等にもとづき、マネー・ローンダリング、テロ資金供与、または経済制裁関係法令等への抵触のおそれが合理的に解消されたと当金庫が認める場合、当金庫は当該取引の制限を解除します。

#### 7. (預金の書替継続・解約等)

(1) この預金は、当金庫がやむをえないと認める場合を除き、満期日前に解約することはできません。

(2) この預金を自動解約扱い以外の方法で書替継続または解約するときは、当金庫所定の払戻請求書に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して通帳とともに取引店に提出してください（証書式の場合は証書裏面の受取欄に届出の印章（または署名）により記名押印（または署名）して提出してください）。この場合、書替継続後の預金の印鑑（または署名鑑）はこの預金の届出印鑑（または署名鑑）を使用します。

(3) 次の各号の一にでも該当した場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった氏名、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

① この預金口座の名義人が存在しないことが明らかになった場合または預金口座の名義人の意思によらず開設されたことが明らかになった場合

② この預金の預金者が第12条第1項に違反した場合

③ 当金庫が別途定める取引時確認手続きにおいて確認した事項および前条第1項に定める各種確認や提出された資料に偽りがある場合

④ この預金がマネー・ローンダリング、テロ資金供与、経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められる場合

⑤ この預金が法令や公序良俗に反する行為に利用され、またはそのおそれがあると認められた場合

(4) 前項のほか、次の各号の一にでも該当し、預金者との取引を継続することが不適切である場合には、当金庫はこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約することができるものとします。なお、通知により解約する場合、到達のいかんにかかわらず、当金庫が解約の通知を届出のあった名称、住所にあてて発信した時に解約されたものとします。

①預金者が口座開設申込時にした表明・確約に関して虚偽の申告をしたことが判明した場合

②預金者が、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなった時から5年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋等、社会運動等標ぼうゴロまたは特殊知能暴力集団等、その他これらに準ずる者（以下これらを「暴力団員等」という。）に該当し、または次のいずれかに該当したことが判明した場合

A. 暴力団員等が経営を支配していると認められる関係を有すること

B. 暴力団員等が経営に実質的に関与していると認められる関係を有すること

C. 自己、自社もしくは第三者の不正の利益を図る目的または第三者に損害を加える目的をもってするなど、不当に暴力団員等を利用していると認められる関係を有すること

D. 暴力団員等に対して資金等を提供し、または便宜を供与するなどの関与をしていると認められる関係を有すること

E. 役員または経営に実質的に関与している者が暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有すること

③預金者が、自らまたは第三者を利用して次のいずれか一にでも該当する行為をした場合

A. 暴力的な要求行為

B. 法的な責任を超えた不当な要求行為

C. 取引に関して、脅迫的な言動をし、または暴力を用いる行為

D. 風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当金庫の信用を毀損し、または当金庫の業務を妨害する行為

E. その他 A から D に準ずる行為

(5) 前記(4)によりこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約する場合のこの預金のお利息の計算方法は、前記< I.自動継続扱いの場合>の4、または< II.自動継続扱い以外の場合>の3が適用されるものとします。

(6) 前記(4)によりこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約するにあたり、この預金取引に付随して為替予約を締結している場合、別に定める当金庫所定の先物外国為替に係る取引規定によらず先物外国為替取引契約は当然に解除されるものとします。

(7) 前記(4)によりこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。

(8) 前記(3)(4)によりこの預金取引を停止し、または預金者に通知することによりこの預金口座を解約する場合、解約により生じた損害については、当金庫は責任を負いません。また、この解約により当金庫に損害が生じたときは、その損害金を支払ってください。

## 8. (差引計算等)

(1) 当金庫に対し弁済期の到来した債務を負担しているときは、この預金の通貨種類、期日等のいかんにかかわらず、当金庫はこの預金をいつでも当金庫所定の方法により相殺または弁済に充当することができるものとします。

(2) 前記(1)の場合で、この預金と債務の通貨種類が異なるときには、この預金は、相殺または弁済充当時における当金庫所定の外国為替相場により、円貨または当金庫に対する債務と同一種類の通貨に換算できるものとします。

## 9. (成年後見人等の届出)

(1) 家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合には、直ちに成年後見人等の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。預金者の成年後見人等について、家庭裁判所の審判により、補助・保佐・後見が開始された場合も同様にお届けください。

(2) 家庭裁判所の審判により、任意後見監督人の選任がされた場合には、直ちに任意後見人の氏名その他必要な事項を書面によって届出てください。

(3) すでに補助・保佐・後見開始の審判を受けている場合、または任意後見監督人の選任がなされている場合にも、前記(1)および(2)と同様に届出てください。

(4) 前記(1)から(3)の届出事項に取消または変更等が生じた場合にも同様に届出てください。

(5) 前記(1)から(4)の届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

## 10. (届出事項の変更、通帳・証書の再発行等)

(1) 通帳・証書や印章を失ったとき、または印章、名称、住所その他の届出事項に変更があったときは、ただちに書面によって取引店に届け出てください。この届出の前に生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

- (2) 通帳・証書または印章を失った場合のこの預金の元利金の支払い、または通帳・証書の再発行は、当金庫所定の手続をした後に  
行います。この場合、相当の期間をおき、また、保証人を求めることがあります。

#### 1 1. (印鑑照合)

払戻請求書、証書、諸届その他の書類に使用された印影（または署名）を届出の印鑑（または署名鑑）と相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて取扱いましたうえは、それらの書類につき偽造、変造その他の事故があってもそのために生じた損害については、当金庫は責任を負いません。

#### 1 2. (譲渡、質入れの禁止)

- (1) この預金、預金契約上の地位その他この取引にかかるいっさいの権利および通帳・証書は、譲渡、質入れその他第三者の権利を設定すること、または第三者に利用させることはできません。
- (2) 当金庫がやむをえないものと認めて質入れを承諾する場合には、当金庫所定の書式により行います。

#### 1 3. (保険事故発生時における預金者からの相殺)

- (1) 当金庫に預金保険法の定める保険事故が生じた場合には、この預金は、その満期日が未到来であっても、当金庫に対する借入金等の債務と相殺する場合に限り、当該相殺額について期限が到来したもものとして相殺することができるものとします。
- なお、この預金に、預金者の当金庫に対する債務を担保するため、もしくは第三者の当金庫に対する債務で預金者が保証人となっているものを担保するために質権等の担保権が設定されている場合にも同様の取扱いとします。
- (2) 前記(1)により相殺する場合には、次の手続によるものとします。
- ①相殺通知は書面によるものとし、複数の借入金等の債務がある場合には充当の順序方法を指定のうえ、通帳（または証書）は届出印を押印して直ちに当金庫に提出してください。ただし、この預金で担保される債務がある場合には、当該債務または当該債務が第三者の当金庫に対する債務である場合には預金者の保証債務から相殺されるものとします。
- ②前記①の充当の指定のない場合には、当金庫の指定する順序方法により充当いたします。
- ③前記①による指定により、債権保全上支障が生じるおそれがある場合には、当金庫は遅滞なく異議を述べ、担保・保証の状況等を考慮して、順序方法を指定することができるものとします。
- (3) 前記(1)により相殺する場合の利息等については、次のとおりとします。
- ①この預金の利息の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日の前日までとして、満期日前までの期間は通帳（または証書）記載の利率を適用するものとします。なお、満期日以後の期間は当金庫の計算実行時のこの預金と同一通貨の普通預金の利率を適用します。
- ②借入金等の債務の利息、割引料、遅延損害金等の計算については、その期間を相殺通知が当金庫に到達した日までとして、利率、料率は当金庫の定めによるものとします。また、借入金等を期限前弁済することにより発生する損害金等の取扱いについては当金庫の定めによるものとします。
- (4) 前記(1)により相殺する場合の外国為替相場については当金庫の計算実行時の相場を適用するものとします。
- (5) 前記(1)により相殺する場合において借入金の期限前弁済等の手続について別の定めがあるときには、その定めによるものとします。ただし、借入金の期限前弁済等について当金庫の承諾を要する等の制限がある場合においても相殺することができるものとします。

#### 1 4. (適用法令等)

- (1) この預金には、上記規定のほか外国為替等に関する法令が適用されます。
- (2) この預金に関して訴訟の必要を生じた場合には、当金庫本店または取引店の所在地を管轄する裁判所を管轄裁判所とします。

#### 【以下15条、16条は非居住者円定期預金のみ該当】

#### 1 5. (休眠預金等活用法に係る異動事由)

当金庫は、この預金について、以下の事由を民間公益活動を促進するための休眠預金等に係る資金の活用に関する法律（以下「休眠預金等活用法」という。）にもとづく異動事由として取り扱います。

- ①引出し、預入れ、振込の受入れ、振込みによる払出し、口座振替その他の事由により預金額に異動があったこと（当金庫からの利子の支払いに係るものを除きます。）
- ②手形または小切手の提示その他の第三者による支払の請求があったこと（当金庫が当該支払の請求を把握することができる場合に限り。）
- ③預金者等から、この預金について次に掲げる情報の提供の求めがあったこと（この預金が休眠預金等活用法第3条第1項にもとづく公告（以下、本頁において「公告」といいます。）の対象となっている場合に限り。）

- (a) 公告の対象となる預金であるかの該当性
- (b) 預金者等が公告前の休眠預金等活用法にもとづく通知を受け取る住所地

16. (休眠預金等活用法に係る最終異動日等)

(1) この預金について、休眠預金等活用法における最終異動日等とは、次に掲げる日のうち最も遅い日をいうものとします。

①第15条に掲げる異動が最後にあった日

②将来における預金に係る債権の行使が期待される事由として次項で定めるものについては、預金に係る債権の行使が期待される日として次項において定める日

③当金庫が預金者等に対して休眠預金等活用法第3条第2項に定める事項の通知を発した日。ただし、当該通知が預金者に到達した場合または当該通知を発した日から1か月を経過した場合（1か月を経過する日または当金庫があらかじめ預金保険機構に通知した日のうちいずれか遅い日までに通知が預金者の意思によらないで返送されたときを除く。）に限り、

④この預金が休眠預金等活用法第2条第2項に定める預金等に該当することとなった日

(2) 前記(1)②において、将来における預金に係る債権の行使が期待される事由とは、次の各号に掲げる事由のみをいうものとし、預金に係る債権の行使が期待される日とは、当該各号に掲げる事由に応じ、当該各号に定める日とします。

①預入期間、計算期間または償還期間の末日（自動継続扱いの預金にあつては、初回満期日）

②法令、法令にもとづく命令もしくは措置または契約により、この預金について支払が停止されたこと

当該支払停止が解除された日

③この預金について、強制執行、仮差押えまたは国税滞納処分（その例による処分を含みます。）の対象となったこと

当該手続が終了した日

17. (規定の変更)

(1) この規定の各条項その他の条件は、諸般の状況変化、その他相当の事由があると認められる場合には、当金庫ホームページへの掲載、その他相当の方法で公表することにより、変更できるものとします。

(2) この変更は、公表の際に定める相当な期間を経過した日から適用されるものとします。

以上